

# 排出ガス中の水銀測定法の一部を改正する件（案）に関する意見募集（パブリックコメント）の実施結果について

## 1. 概要

排出ガス中の水銀測定法の一部を改正する件（案）について、以下のとおり意見募集を行い、その結果を以下のとおり取りまとめました。

- ・意見募集期間 : 令和7年6月6日（金）～令和7年7月6日（日）
- ・実施方法 : 電子政府の総合窓口（e-Gov）
- ・意見提出方法 : 電子政府の総合窓口（e-Gov）の「意見提出フォーム」、郵送

## 2. 意見提出数

1件

## 3. 寄せられた御意見及び御意見に対する考え方

別紙のとおり。

御意見	御意見に対する考え方
<p>(1) 連続測定について記載されているが、公定法の代わりということであれば、機器のメンテナンスについての記載が必要と思われる。 (日常メンテナンスと定期的なメンテナンスについて、メーカ推奨交換部品の扱い、等)</p> <p>(2) 連続測定にした場合、連続測定器が故障した場合は、焼却炉の運転の継続はできないのか。</p> <p>(3) 連続測定について、排出基準との比較は60分間の平均値で行ってよいか。</p> <p>(4) 「定期測定及び再測定に代える」とあるが、連続測定機器で基準値超過の場合は、どのように対応すれば良いか。</p> <p>(5) 公定法と連続測定を併せて行っている場合、または公定法のみを採用すると考えている場合に、連続測定機器で基準が超過した場合は、どのように対応すれば良いか。</p>	<p>(1)、(4)、(5)について 別途検討の上、技術的留意事項や質疑応答集として整理し、自治体・業界団体等に通知するとともに、ホームページ上でお知らせする予定です。</p> <p>(2)について 連続測定器が故障したことをもって、施設の稼働を禁止する規定はありません。</p> <p>(3)について 排出基準との比較は、100分間の平均値をもって行う必要があります。なお、詳細な取扱いについては、別途検討の上、技術的留意事項や質疑応答集として整理し、自治体・業界団体等に通知するとともに、ホームページ上でお知らせする予定です。</p>